

## 男女共同参画に係る相談・苦情処理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、長崎県男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、男女共同参画に係る相談又は苦情（以下「相談・苦情等」という。）の処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (相談・苦情等の申し出の受理)

第2条 知事は、県民又は事業者（以下「県民等」という。）から男女共同参画に係る県の施策や、セクシャル・ハラスメント、女性への暴力、その他性別を理由とするあらゆる差別的な取扱いなど、男女共同参画を阻害すると認められるものに関する相談・苦情等の申し出を受理するものとする。

### (相談・苦情等の処理)

第3条 知事は、前条の規定により受理した相談・苦情等について、下記のとおり処理することができるものとする。

- (1) 相談・苦情等の申し出内容について必要があれば調査又は確認し、申し出者に対し助言又は意見表明を行うよう関係機関又は関係者に対し要請することができるものとする。
- (2) 要請を受けた関係機関又は関係者は、速やかに相談・苦情等の解決に努めなければならないものとする。
- (3) 相談・苦情等の申し出内容について必要があれば調査し、関係機関又は関係者へ意見表明又は是正の要望等を行うことができるものとする。
- (4) 前号に掲げる処理については、関係機関又は関係者と十分な連絡調査を図り、行うものとする。

### (申し出の方式)

第4条 第2条に規定する苦情の申し出は、原則として次に掲げる事項を記載した申出書（様式第1号）により行うものとする。

- (1) 申し出をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）・郵便番号並びに電話番号
- (2) 申し出の趣旨（内容）及び理由
- (3) 他の制度等への手続き等の有無
- (4) その他参考となる事項
- (5) 申し出の年月日

(受理しない申し出)

第5条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申し出については、受理しないものとする。この場合、前条の規定により書面による申し出をした者については、書面（様式第2号）により通知するものとする。

- (1) 裁判所において係争中の事項及び判決等裁判により確定した事項
- (2) 行政庁において不服申立ての審理中の事項及び裁決等により確定した事項
- (3) 議会に請願又は陳情を行っている事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、他の法令に基づき処理すべき事項等助言及び意見を述べるのが適当でないと認められる事項

(調査開始の通知等)

第6条 知事は条例第13条第2項に掲げる苦情の申し出に関する調査を開始する場合において、その旨を苦情に係る施策を行う関係機関又は関係者に対し、書面により通知するものとする。

(是正措置等の報告)

第7条 当該機関等は、前条の規定により通知を受け取った場合は、申し出に対する是正等の処理について、書面（様式第3号）により速やかに知事に報告するものとする。

(長崎県男女共同参画審議会への意見聴取)

第8条 知事は、前条の規定により報告を受けた処理等の内容について、申し出者へ書面（様式第4号）により回答するものとする。但し、必要があると認めるときは、条例第13条第3項の規定に基づき、長崎県男女共同参画審議会に意見を聴くものとする。

(審議会の意見表明)

第9条 審議会は、知事に対し、申し出事項に関する是正その他措置について意見を述べるができるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、男女共同参画に係る相談・苦情等について必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。